

日時・場所	平成30年2月13日（火） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会議務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長（代理：服部次長）、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 様々な計画を策定するにあたり、かつてはコンサルタント会社に当たり前に委託することが多かったが、市役所には多くの情報があるし、ノウハウもあるし、職員の能力も高いので、ある時期からはできるだけ自ら策定する方向に切り替えている。どうしても専門性や特殊な情報・ノウハウが必要となる場合は委託をすることもやむを得ないが、その場合でも安易に頼り過ぎないようにすること。最近もコンサルタント側のミスが数多く発覚しており、施主として、任せきりにならないように、コミュニケーションを密にすること。市役所はある意味、コンサルタントと同様の機能を持っているので、できるだけ職員の能力を生かし、当たり前に多額の費用を使って外部コンサルタントを使うという発想を改めて転換すること。

なお、計画策定は数年に一回であるので人手が足りず、コンサルタントを活用したいという意見もあるが、それは筋違いであり、来年度予算編成においては協議をした上で委託費を抑えている。ただ、どうしても委託が必要な場合もあると思うので、その際には活用したらよいが、施主として責任を持って進めることを改めて認識すること。
- 土地開発基金の整理について、前回の部長会議で指摘をした事項を修正してもらい、改めて経過等の報告を受けたが、実態はかなりひどい。市道佃浅田線に関しては、土地を買い取ってもらおう予定で市が当該土地を先行取得したにもかかわらず、買い取ってもらっていない事態である。買い取ってもらわなければならない人に対し、先に同額のお金が補償という名目で支払われている。いわゆる「食い逃げ」されている状態である。相手方には買い戻してもらおうよう話をしたようだが、詰めが甘く、単なる迷惑料になってしまい、結果的に土地が残ってしまっている。こういった事例を教訓に、改めて貴重な財源を責任をもって使うという意識を持つこと。

また、市道認定されていたと思い込んで存置されていた土地について、再調査したところ、認定手続きがされていなかったという事例もある。単なる言い伝えとか、観念で物事を考えると凝り固まってしまうので、常に原典にあたることを徹底すること。

2. 報告事項

① 土地開発基金の整理について

・公園緑地関連用地

〔所管： 政策調整部〕

昭和59年度から昭和61年度にかけて、公園緑地建設整備事業（実際は、県の琵琶湖博物館誘致を図るための先行取得として進めていた。）のために吉川地先において約2.4haの用地取得を行った。吉川地先にて取得した約2.4haのうち約2.2haは県町村土地開発公社の申出事業として用地を取得したが、東側の一部（約0.2ha）は、土地改良の換地処分により確保し、土地開発基金を活用して取得している。また、この用地取得に必要な代替地として、菖蒲地先においても土地開発基金を活用して用地を取得している。

公園緑地建設整備事業として県町村土地開発公社で昭和60年度に取得した区域は、用地費を完済し、平成6年4月に中主町への移転登記を終えている。しかし、土地開発基金を活用して取得した8筆分の29,557,000円については、土地開発基金への戻し入れができずに現在に至っていることから、2月補正にて戻し入れるものである。

通常、基金を活用し用地の先行取得を行った場合は、事業化後、速やかに予算化して、一般会計からの戻し入れを行うこととなるが、本来の目的であった琵琶湖博物館の誘致を断念し、新たな事業化も見込めなかったことから、戻し入れをせずに現在に至っている。また、代替地取得においては、三者契約による取得が原則であるが、当事業では、先行して確保したため、交渉の結果不要となった用地が生じることとなった。

なお、吉川地先の取得地については、ソーラーパネル設置用地として、平成25年4月1日より20年の期間で京セラ㈱と賃貸借契約を締結し活用しており、菖蒲地先の約1,000㎡の代替地については、市街化調整区域であり、売却や活用も困難であるため、普通財産および公衆用道路用地として市で管理している。

・旧中主町健康福祉センター建設用地に伴う代替地の残地

〔所管： 健康福祉部〕

平成7年に開館した旧ふれあいセンター（土地開発基金関係の書類に記された名称は「中主町健康福祉センター」）建設事業用地の買収に伴い、代替用地としていた土地（農地）12筆のうち、不要となった2筆を土地開発基金にて取得（22,273,152円）したものである。その後、一般会計による土地開

発基金への戻し入れができていないため、2月補正で戻し入れるものである。

現在、当該土地は耕作地として市民に貸与しているが、今後、協議や調整を行い適切な処分方法を決定する予定である。処分方法が確定するまでの間については、普通財産としての貸付を維持する。

本件の問題点としては、以下の点が挙げられる。

- ・一般会計での予算化など正式な手続を経ずに、農用地の取得が認められない地方自治体（旧中主町）名義で当該土地を取得したこと。
- ・土地交換による用地取得では、等価交換や等積交換により残地が出ないよう事業計画を明確にすべきであったこと。
- ・土地の管理面からの措置と推測されるが、基金での取得後に農用地として貸し付けたことが課題を複雑化するとともに解決を困難にしており、また、市の土地に対する管理意識が希薄化する要因にもなっていたこと。

（全体に対する指示等）

→土地開発基金の整理事案すべてについて、資料に記載する土地情報を統一化しておくこと。

② 平成30年度4月1日付 人事異動方針について

〔所管： 総務部〕

職員配置等については、野洲市職員能力向上のための基本方針で目指す「職員が自ら成長（自己実現）」という高い意欲を持つ人材の積極的登用を基本理念としつつ、優先度の高い分野に重点的に配置する。また、組織体制については、市民部設置から10年目を迎えることから、市民部所管課の一部再編を行う。環境経済部においても新グリーンセンターの稼働、余熱利用施設への温水プール機能移転に一定の目処がついたため一部再編を行う。

人事異動に伴う配置転換については、大量退職時代に伴う職員構成の変化が一旦落ち着くことから、所属経験の長い職員及び若年層職員を中心としたジョブローテーションを実施する。中堅職員については、組織運営の安定化を重視していくため、知識等の習得期、改善提案期、完成期、そして「熟成期」の4～5年サイクルを一つの目安とする。なお、庁内における情報の共有化を一層促進し、所属及び経験期間に関わらず個々の職員の情報収集力、業務遂行力を高めることで、組織全体の総合力や仕事の質の水準のさらなる向上につなげていく。

③ 平成30年度 保育園・こども園・幼稚園・こどもの家 入所・入園状況について

〔所管： 健康福祉部〕

保育園・こども園・幼稚園・こどもの家における平成30年度の入所・入園決定状況（1月31日現在）について報告する。

保育園部については、野洲第三保育園とゆきはたこども園の定員をそれぞれ20人増員している。国基準の待機児童数は38人となっている。

幼稚園部及びこどもの家については待機児童は0人となっている。希望者数が減少しているが、保護者の就労等による長時間保育の需要が増え、結果的に保育園入園希望者が増加したことが原因と考えている。

→入所率113.4%と明記すると、定員を超えた無理な入所をさせていると捉えられるので、あくまでもルールの範囲内で対応している旨、示すこと。

④ 野洲市立地適正化計画（改訂案）に係るパブリックコメントの実施について

〔所管： 都市建設部〕

立地適正化計画（改訂案）の内容については、平成29年12月の庁議にて協議いただいたところである。その際、本計画の目標値について国と協議中であり、その協議が終了後、速やかに改定案を作成しパブリックコメントを実施することとしていたが、今般、国との協議を終え、目標値を設定した。具体的には、何れも平成52年時点での目標値として、医療施設の居住誘導区域内徒歩圏人口カバー率（100%）、野洲市民の外出率（85.0%）、交通手段のうち「バス・自転車・徒歩」の割合（34.7%）を設定した。なお、徒歩に関し、20歳以上の市民の歩行量が、現状から「プラス1,500歩」をめざす目標についても併記する。

これらを踏まえ、平成28年度に策定し公表している本計画の内容について、「居住誘導区域の設定」等、都市再生特別措置法第81条第16項に基づき改訂する。そして、同法第81条第14項に基づき、本計画（改訂案）について、平成30年2月21日（水）から3月12日（月）の間でパブリックコメントを実施する。

→本計画において「プラス1,500歩」の目標値を設定していることに関しては、本市の「ほほえみやす21健康プラン」において、連動した取組として明記する。

→「市営バス」ではなく「コミュニティバス」という表現に修正すること。

⑤ 三上小中小路工業団地造成事業について

〔所管： 都市建設部〕

三上小中小路工業団地造成事業の開発行為について、該当の事業所をはじめ、関係機関及び関係部署との協議が整ったので概要を報告する。

国道8号野洲栗東バイパス事業に伴い、道路法線上にあるオリベスト(株)の移転が課題となっていた中、オリベスト(株)は平成26年3月に移転先は県道を挟んだ反対側の隣接地しかない判断をされたこと

から、バイパス事業の協力の条件として全面移転が行えるよう2万坪（6.6ヘクタール）を移転地として要請する旨の要望書を市に対して正式に提出された。これを受けて、市は責任を持って工業団地造成事業に取り組むこととし、造成事業についてはノウハウを持っている滋賀県土地開発公社に業務委託を行うこととした。

本事業では、対象地（三上字西ノ川原及び字三大神）を市街化調整区域から市街化区域（工業地域）に都市計画変更を行い、三上小中小路工業団地として約6.6haの地区計画を設定しているほか、本事業に伴う用地買収（農地58,280㎡）を行い、造成工事（A地区：約4.1ha、B地区：約1.8ha）を進めるものである。また、本事業に伴い市道四ツ家小中小路線の整備（2車線片側歩道）を行う。事業費は予算ベースで21億700万円であり、都市計画法に基づく開発行為協議申請書を平成30年2月末に提出する予定である。

なお、オリベスト㈱は部分的な移転をすることになり、工業団地造成地A地区約4.1haのみを購入される予定となった。残りの工業団地造成地B地区約1.8haについては、市が公募により事業所に売却する予定である。これは、国土交通省が、国道8号野洲栗東バイパスの事業効果の早期発現のためにバイパスの法線を調整され、事業用地を縮小させることを本年度正式に決定されたことに伴うものである。

→残地が発生した経過については丁寧に説明すること。

→工事完了、事業所への売却については平成30年度以降になる旨、明記すること。

→土地処分の考え方について、再度しっかりと論理構成をしておくこと。

⑥ 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

[所管：環境経済部]

平成29年12月22日付けで滋賀県より大規模小売店舗の変更の届出の公告があり、法第8条第1項に基づき、大規模小売店舗の周辺地域における生活環境を保持するため、本市へ意見照会があったので報告する。関係所属の意見を聴取した後に回答を行う。

届出のあった店舗はアル・プラザ野洲で、主な変更内容は、駐車場の位置および収容台数（700台→485台）、駐車場の自動車出入口の数（3ヶ所→1ヶ所）および位置であり、変更理由は飲食店等設置のためである。

なお、住民からの意見は、滋賀県に直接提出することとなっているが、届出書類の縦覧場所は県担当課と市商工観光課となっている。縦覧期間と意見書の提出期限は平成30年4月23日までであり、意見書の提出先は滋賀県商工観光労働部中小企業支援課である。

⑦ 工場立地法における緑地面積率等の緩和の検討について

[所管：環境経済部]

市内で操業する工場等は、建て替えや増設、雇用の拡大による駐車場の確保等、投資意欲が活発な状況である。しかし、事業用地確保のための迅速、柔軟な都市計画の変更が困難であり、投資可能な市外への移転流出、雇用の減少が懸念されることから、その代替的措置として、企業が設備投資しやすい環境整備の一つの方法として、緑地面積率等の緩和を検討する。

検討の方向としては、法の設置目的を遵守しつつ、県内近隣市等の例を参考に、工場敷地の緑地面積率等を緩和し、土地の有効活用を図りたいと考えている。

⑧ 全員協議会への提出事項について

[所管：総務部]

報告事項8件、会議結果報告3件、連絡事項11件を2月度全員協議会へ報告する。追加等がある場合は連絡願う。

3. 協議事項

なし

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

2月19日（月） 8時45分～ 庁議室